

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

未来へつなぐ豊かな自然と快適環境

2. 地域再生計画の作成主体の名称

平塚市

3. 地域再生計画の区域

平塚市の区域の一部（土屋地区及び吉沢地区）

4. 地域再生計画の目標

平塚市は、首都50キロ圏にあたる神奈川県のほぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下して約1時間のところに位置する。東方は、相模川をへだてて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇型をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。背後に丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する、四季温かく過ごせる住みよい土地である。

江戸時代には、東海道五十三次の宿場町として栄え、明治20年に鉄道（現在のJR東海道線）が開通すると、明治時代後期から昭和初期にかけては、軍需産業をはじめとした多くの大工場の建設も行われ、湘南の中心都市として発展した。そのために、第二次世界大戦では大きな被害を受けたが、戦後、焦土のなかから復興へと歩み始め、都市施設や市街地の整備が進み、商工業の成長とともに住宅地としても発展し、現在に至っている。

昭和30年代に大きな社会問題として取り上げられた公害問題に対応し、市民の健康を守る立場から昭和39年8月に、経済部商工課に公害係を発足させ、それまでの産業活動に伴って発生する公害問題を克服し、住みよい住環境を確保するための取り組みを開始した。また、社会経済の変化によって生じた環境問題に対応するため、資源ごみを買い上げる「平塚方式」の制度化、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の政令市として工場指導など、環境問題に対するさまざまな取り組みを展開してきた。

一方で、污水処理施設の整備については、昭和39年度から公共下水道事業に着手した。平成13年度に市街化区域がほぼ全域整備されるのに伴い、同年度から市街化調整区域についても整備を開始し、平成22年度末の下水道人口普及率は、約96%となっている。

本計画の土屋・吉沢地区は市街化調整区域にあたり、公共下水道事業がほぼ終了した市街化区域と比べ污水処理施設の整備が遅れており、生活雑排水などの流入により不動川の水質環境の悪化や農作物への影響が懸念されてきた。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地や山林を手入れする者が減少し、従来の里山風景が失われてきた。特に、同地区は、まとまりのある雑木林や谷戸の湿地、湧き水、台地上の畠地などが一体となって里山の自然を形成し、豊かな生態系がはぐくまれており、丘陵の里山や樹林などの適正な保全と活用、農地の保全と環境に配慮することが求められてきた。

本計画の土屋・吉沢地区については、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽による整備地域と位置づけ、平成10年度から合併処理浄化槽普及促進事業を、さらに農業集落排水事業については平成16年度から土屋地区、平成18年度から吉沢地区で着手してきた。これらの事業により、同地区における汚水処理人口普及率は49%（平成23年度）となり、徐々にではあるが不動川の水質環境は改善されつつある。今後も、これらの事業を着実に推進することにより、同地区における汚水処理人口普及率及び河川等の水質環境のさらなる向上を目指すものとする。

また、河川の水源となっている里山の再生・保全活動については、市民（市民団体等も含む）によるボランティア活動の広がりとともに、市民との協働事業として里山の再生活動に取り組んでき

ている。今後も、自然環境の再生・保全に自主的に取り組む市民及び再生された里山の拡充を目指すものとする。

(目標1) 汚水処理施設及び管路の整備の促進

(汚水処理人口普及率を49%から75%に向上)

(目標2) 里山再生の活動の継続化

(市民との協働による里山再生の活動面積を48,100m²から50,000m²へ拡大)

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

当市では、「平塚市環境基本計画」、「平塚農業振興地域整備計画」等に基づき地域の特性を活かし、地域資源の保全・改善・活用を図り、環境に配慮した農村環境整備として、良好な水質環境の保全を目的に、生活雑排水を処理するため農業振興地域である土屋・吉沢地区における農業集落排水事業の着実な推進と合併処理浄化槽の更なる設置を促進する。

1 農業集落排水施設による排水処理が可能な地域については、地域内の処理人口普及率が向上するよう着実に管路の整備を推進する。

2 農業集落排水施設の処理地域外については、戸別処理に適した合併処理浄化槽の普及を促進し、河川等の水質環境の確保に努める。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・ 農業集落排水・・・・平成16年4月に土屋1期地区、平成18年1月に吉沢地区、平成21年4月に土屋2期地区において事業採択の通知を国より受けている。

また、平成21年12月に吉沢2期地区において事業計画の承認の通知を神奈川県より受けている。

【事業主体】

- ・ いずれも平塚市

【施設の種類】

- ・ 農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・ 農業集落排水施設 平塚市土屋・吉沢地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平塚市土屋・吉沢地区

【事業期間】

- ・ 農業集落排水施設 平成24年度～27年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成24年度～27年度

【整備量】

- ・ 農業集落排水施設 Φ150 10,370m
資源循環施設 1 箇所
- ・ 浄化槽 12基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

農業集落排水施設 土屋・吉沢地区で1,228人
浄化槽 土屋・吉沢地区で42人

【事業費】

農業集落排水施設	事業費	1, 486, 000千円（うち、交付金	743, 000千円）
浄化槽	事業費	4, 672千円（うち、交付金	1, 557千円）
合計	事業費	1, 490, 672千円（うち、交付金	744, 557千円）

5－3 その他の事業

・里山再生の活動

当地区では、ボランティア等による里山をよみがえらせる活動が行われており、荒廃した雑木林の再生や農業体験を通じて、自然環境を守る意識が広がっている。また、市民と地元大学生などが参加した、里山をよみがえらせる活動（里山再生プロジェクト）を地域住民と協働で実施している。このことにより、市内の里山再生の活動面積は、当初は大学交流事業による約2,000m²だったが、現在は大学交流事業（17,812m²）、里山モデル事業（10,510m²）及び協働事業（約19,780m²）による活動面積も含めて、約48,100m²となっている。

今後も、里山の手入れや農作業の体験などを通じて、環境を維持するための知識・技術を習得することにより、自然環境の保全への意識を高めるとともに活動面積を拡充する。

・不動川整備促進事業

不動川の整備を河川管理者である神奈川県へ働きかけ、汚水処理施設整備交付金を活用した農業集落排水施設及び浄化槽（個人設置型）の整備を推進し、不動川を整備することにより、衛生的な生活環境の確保と河川の水質環境の改善を図る。また、浸水などの被害を防止し、生活環境の安全を確保する。

・畜産環境対策促進事業

当市では、農村集落の環境汚染問題として家畜排せつ物の処理を取り上げ、その有効利用を促進していくことにより安定した畜産経営ができるよう、昭和57年11月から「家畜ふん尿処理施設整備費補助」（平成18年度からは整備又は改修費補助）を市単独の補助制度として設けている。

6. 計画期間

平成24年度～27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、地元の農業集落排水事業推進協議会、市により施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同協議会において把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるよう提言する。